

電子メールによる中国向け輸出水産食品 衛生証明書発行申請手続の流れ

①初めて電子メールにより
申請する場合
年度初めに申請する場合

②別紙様式12を提出済みの
場合

③別紙様式12の輸出先
国・地域に記載していない
国・地域へ輸出する場合

別紙様式12を提出
(窓口または郵送)

中国向け輸出水産食品衛生
証明書発行申請
(電子メール)

別紙様式12の変更を届出
(窓口または郵送)※

中国向け輸出水産食品衛生
証明書発行

※別紙様式12の変更を届け
出ない場合は、申請書へ代
表者印等を押印の上、郵送
又は窓口で申請することも
可能です。